「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」
重要事項説明書兼契約書

令和８年 10 月１日版

中津川市北部地域包括支援センターは、
中津川市より委託を受け運営しています。
（中津川市指定 第 2101500052 号）

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

＜第１部＞重要事項説明書

１　介護予防支援等を提供する事業者について 2
２　利用者に対しての介護予防支援等を実施する事業所について 2
３　介護予防支援等の具体的取扱い方針 3
４　利用料の請求及び支払い方法について 5
５　介護予防支援等の提供にあたっての留意事項について 5
６　秘密の保持と個人情報の保護について 6
７　サービス提供に関する相談、苦情について 6
８　虐待の防止について 7
９　感染症予防、まん延防止の対策 7
10　事故発生時の対応方法について 7
11　業務継続計画の策定等について 8
12　その他運営に関する留意事項 8

＜第２部＞契約書（重要事項説明書以外の部分）

第１条（契約期間） 9
第２条（サービス内容） 9
第３条（事業所の義務） 9
第４条（損害賠償責任） 9
第５条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助） 9
第６条（契約者からの中途解約） 10
第７条（契約者からの契約解除） 10
第８条（事業所からの契約解除） 10
第９条（協議事項） 10

＜別紙＞ 介護報酬について 12

中津川市北部地域包括支援センター

第１部 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号)」第 4 条の規定に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援等」）の提供に係る契約締結に際して、説明すべき重要事項です。

１　介護予防支援等を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人　中津川市社会福祉協議会
代表者氏名	会長　　大井　文高
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜県中津川市かやの木町２番５号 電話　0573－66―1111　FAX　0573－66－1934
法人設立年月日	昭和 53 年２月６日

２　利用者に対しての介護予防支援等を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	中津川市北部地域包括支援センター
介護保険指定事業所番号	中津川市（指定事業者番号 2101500052 号）令和 8 年 4 月 1 日指定
事業所所在地	岐阜県中津川市福岡 679-6
連絡先 相談担当者名	電話　0573－67－7220　FAX　0573－67－7221 （事業所管理者）中川　哲
事業所の通常の事業の実施地域	中津川市の北部地域（福岡、坂下・川上、加子母、付知、蛭川、山口地区）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス計画を作成するとともに、作成された介護予防サービス計画に沿って指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。
運営の方針	１．利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じ、総合かつ効果的に介護予防サービス計画を提供されるよう配慮に努める。 ２．利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業所に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う。 ３．事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、理解しやすいように説明を行う。 ４．事業の運営に当たっては、関係法令、並びに中津川市条例に定める内容を遵守し、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営　　業　　日	月曜日～金曜日 ※但し、国民の祝祭日及び１２月２９日から１月３日は除く。
営　業　時　間	月曜日～金曜日　　午前８時１５分～午後５時１５分 ※営業時間外も連絡先への電話により２４時間の連絡が可能です。
サービス提供時間	月曜日～金曜日　　午前８時１５分～午後５時１５分

(4) 事業所の職員体制

職種	職　務　内　容	人 員 数
管理者	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防支援等の提供に当たります。	常勤１人
介護予防支援 担当職員	介護予防支援等に関する知識を有する職員として、介護予防支援等の提供及び各種相談に当たります。 ※介護予防支援担当職員は、保健師、経験のある看護師、介護支援専門員または社会福祉士のいずれかとなります。	１人以上

3　介護予防支援等の具体的取扱い方針

(1) 介護予防支援等の内容及び実施方法

介護予防支援等の内容	実　施　方　法
①介護予防サービス支援計画の作成	介護予防支援担当職員は、介護予防サービス・支援計画の原案作成にあたっては以下の点に配慮します。 １．認定調査結果、主治医意見書、基本チェックリスト及び基本情報等をもとに、担当職員が利用者やその家族等に面接し、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるような解決すべき課題を把握します。 ２．利用者、家族のサービスの希望並びに、利用者について把握された課題に基づき、どのような支援が必要か検討し、サービスの目標、その達成時期、サービス提供する上での留意点を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 ３．介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけたサービス担当者に対し、会議の招集、照会等を行うことにより、当該ケアプランの原案内容について、専門的な見地から意見を求めます。 ４．利用者及び家族に対し、保険給付の対象か否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得ます。 ※介護予防ケアマネジメントＢ・Ｃの場合は、サービスが分かるよう利用者及び家族への説明、同意は実施しますが、原案の作成および交付は不要です。また、サービス担当者会議の開催は省略する場合があります。
②介護予防サービス事業者等との連絡調整	介護予防支援担当職員は、介護予防サービス・支援計画の作成後において、介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
③サービス実施状況の継続的な把握、評価	介護予防支援担当職員は、介護予防サービス・支援計画の作成後において、介護予防サービス・支援計画に対するサービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

④利用者の状況把握（以下「モニタリング」という。）	介護予防支援担当職員は、介護予防サービス・支援計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。 モニタリングに当たっては、少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回（利用者の心身状況が安定しており、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合は少なくとも６月に１回）、又は利用者の状況に著しい変化があったときや介護予防サービス・支援計画の評価期間が終了する月等は利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施します。 介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者およびその家族との合意をもって介護予防サービス・支援計画の変更を、この介護予防支援等の内容に従って実施するものとします。また、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。 ※介護予防ケアマネジメントＣの場合はモニタリング及び評価は簡略化して行います。
⑤給付管理	事業所は、介護予防サービス・支援計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
⑥要支援認定申請等に対する協力・援助	事業所は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。また、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
⑦相談業務	１．事業所は、利用者やその家族等の介護相談に対応します。 ２．利用者が他の指定介護予防支援事業所等の利用を希望する場合には、利用者の介護予防サービス・支援計画が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、介護予防サービス・支援計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

※①～④、⑥及び⑦については、指定居宅介護支援事業者に業務委託を行うことがあります。

(2) 利用料

事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、**ご契約者の自己負担はありません。**（一部対象外あり）

<table>
<tr><th>利用料</th><th colspan="2">サービス内容</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td rowspan="4">介護予防支援費
・介護予防ケアマネジメント費
（基本報酬）</td><td>介護予防支援費Ⅰ</td><td>要支援１・２</td><td rowspan="9">※別紙
「介護報酬について」
を参照してください</td></tr>
<tr><td>介護予防ケアマネジメントA</td><td rowspan="3">要支援１・２
事業対象者</td></tr>
<tr><td>介護予防ケアマネジメントB</td></tr>
<tr><td>介護予防ケアマネジメントC</td></tr>
<tr><td rowspan="3">加算
※要件を満たした場合</td><td colspan="2">介護職員等処遇改善加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">初回加算</td></tr>
<tr><td colspan="2">委託連携加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">減算
※基準・指定に満たない場合</td><td colspan="2">高齢者虐待防止措置未実施減算</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務継続計画未策定減算</td></tr>
</table>

(3) その他の費用

交 通 費	利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求します。 なお、自動車を使用した場合は、事業の実施地域を越えた地点から片道１km 毎に２０円徴収します。

４　利用料の請求及び支払い方法について

① 利用者負担金、その他の費用の請求	ア 利用料は１か月ごとに計算し、利用月ごとの金額により請求いたします。 イ その他の費用は、発生したその都度お支払い下さい。
② 利用者負担金、その他の費用の支払い	ア 請求月の 10 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定する口座への振り込み (イ)現金支払い イ お支払いの確認が取れましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から３ヶ月以上遅延し、支払いの催告から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で未払い分をお支払いいただくことになります。

５　介護予防支援等の提供にあたっての留意事項について

(1) 利用者は、介護予防支援担当職員に対して複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス支援計画に位置付けた介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
(2) 介護予防支援等の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定または事業該当認定の有無及び要支援認定または事業該当認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
(3) 利用者が要支援認定または事業該当認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
(4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護予防支援担当職員の名前や連絡先を伝えてください。
(5) 介護予防支援等を提供する介護予防支援担当職員は、事業所にて担当の介護予防支援担当職員を決定します。担当の介護予防支援担当職員は、事業所の都合により交替することがあります。介護予防支援担当職員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
(6) 利用者から選任された介護予防支援担当職員の交替を希望する場合には、当該介護予防支援担当職員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護予防支援担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護予防支援担当職員の指名はできません。
(7) 介護予防支援担当職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は、利用者から求められたときは、いつでも身分証を提示します。
(8) 利用者に提供する介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には，事業所の介護予防支援担当職員に代わり，委託を受けた指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員が，介護予防サービス・支援計画の作成などの介護予防支援等業務を行うこととします。

６　秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（ボランティア、実習生、指導監査における立ち会い者等を含むすべての従業者。以下「従業者等」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後（職員においては退職後、実習生等においては実習・研修終了後）においても継続します。 ④事業者は、従業者等に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、就業規則等において守秘義務を定め、誓約書（実習生等においては別途守秘義務誓約書）を取り交わすことにより、期間中及び期間終了後においてもその秘密を厳重に保持させます。
個人情報の保護について	① 本重要事項説明書へのご同意をもって、本会は利用者及びその家族から、以下の範囲における個人情報の利用・提供、および同席等について包括的な同意をいただいたものとして取り扱います。これにより、以下に掲げる業務の都度における個別の同意取得や、別紙による同意書の作成は行いません。 ア）サービス担当者会議等のサービス連携における利用 イ）実習生やボランティア等の同席、および指導監査における情報利用 ウ）適切な記録作成等のための音声録音の実施 ※録音した音声データは、記録の作成等、利用目的が達成された後は速やかに消去します。 ②事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業所が管理する情報については、利用者または正当な代理人の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) ※個人情報保護法等に基づき、本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当事業所の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、または他の法令に違反することとなる場合は、情報の全部または一部を開示できないことがあります。

※秘密の保持と個人情報の保護に関する相談・苦情等につきましては、下記の「苦情相談窓口【事業者の窓口】」にて対応いたします

７　サービス提供に関する相談、苦情について

（１）苦情処理の体制及び手順

ア 介護予防支援等の提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

・当会が定める「苦情解決のための取り扱い規程」により以下の手順で苦情処理を行います。

・苦情受付担当者は苦情を受け付けその内容を記録し、苦情申出人に確認し、必要性があるものについては、苦情解決責任者及び第三者委員に報告し、苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いにより解決に努めます。

・苦情受付から解決、改善までの経過と結果については苦情受付担当者にて書面に記録を行います。

（2）苦情相談窓口

【事業者の窓口】 中津川市北部地域包括支援センター	所 在 地　中津川市福岡 679-6 苦情受付窓口（担当者）：管理者　中川　哲 苦情解決責任者：地域福祉課長　宮嶋　智也 電話番号　0573－67－7220　FAX　0573－67－7221 受付時間　毎週月曜日～金曜日　8：15～17：15
中津川市役所高齢介護課	所在地　岐阜県中津川市かやの木町２番５号健康福祉会館 電話番号　０５７３－６６－１１１１（内６１３） ＦＡＸ　　０５７３－６２－００５８ 受付時間　午前８時３０分～午後５時１５分
岐阜県 国民健康保険団体連合会	所在地　岐阜市下奈良２－２－１県福祉農業会館内 電話番号　０５８－２７３－１１１１ ＦＡＸ　　０５８－２７７－０４３１ 受付時間　午前９時から午後５時

なお、利用者等からの直接の苦情の受付先や、苦情解決責任者からの相談先又は解決のための話し合いの立ち合い要請先として、本会では「苦情解決第三者委員」の設置をしております。

＜苦情解決第三者委員＞

名前	連絡先
市岡　卓司	電　話　　０５７３－６７－２３４７
嶋倉　伸蔵	電　話　　０５７３－７９－３４７７

８　虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	（管理者）　中川　哲

（2）成年後見制度の利用支援

（3）苦情解決体制の整備

（4）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

（5）虐待防止のための指針を整備しています。

（6）従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

（7）介護予防支援等の提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを中津川市に通報します。

９　感染症予防、まん延防止の対策

当事業所は、事業所内において感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じます。

（1）感染症の予防又はまん延防止のため検討委員会をおおむね６か月に１回以上開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

（2）従業員に対して、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

10　事故発生時の対応方法について

利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、必要に応じて速やかに、市町村・利用者のご家族に連絡し、同時に救急処置・受診・治療等必要な対応を、誠意をもって行なわせていただきます。なお、事業所は、損害賠償保険に加入しています。

また、事故の状況、事故に際して採った処置については記録します。事故発生後速やかに原因の解明を行い、原因の解明を受け再発防止策を検討し、速やかに実践すると共に防止に努めて参ります

11　業務継続計画の策定等について

当事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する介護予防支援等の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

（１）従業員に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

（２）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

12　その他運営に関する留意事項

（１）管理者は職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

（２）ハラスメント指針を整備し、事業所内外におけるハラスメント対策の推進を行います。
利用者等からハラスメント行為が認められた場合には、当該行為の中止を求め、必要に応じてサービス提供方法の変更、一時的な提供中止、または契約の全部もしくは一部を解除することがあります。緊急性が高い場合には、警察、行政機関、関係機関等へ相談または通報を行うことがあります。これらは、職員の生命・身体の安全および就業環境の確保を優先するものであり、利用者等の正当な苦情・意見の申出を妨げるものではありません。

（第１部以上）

第２部 契約書（重要事項説明書以外の部分）

（契約期間）
第１条
1　本契約の有効期間は、契約締結日から契約者の要支援認定の有効期間満了日、または介護保険法施行規則第１４０条の６２の４第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当している者（以下「事業対象者」という。）は要支援・要介護認定申請をした日（却下になった場合を除く）までとします。
2　契約期間満了の２日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（サービス内容）
第２条
1 事業所は契約者に「第 1 部　重要事項説明書」の内容に従い記載するサービスを提供します。

（事業所の義務）
第３条
1 事業者は、介護予防支援等の提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。
3 事業者及び介護予防支援担当職員は、本契約による介護予防支援等を提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示することはありません。
4 事業者は、介護予防支援等の提供に関する記録を整備し、提供日から５年間保存します。契約者又は代理人は、事業者の窓口業務時間（毎週月曜日～金曜日の 8 時 15 分～17 時 15 分）に直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書類を見ることができるほか、実費を負担してコピーをすることができます。

（損害賠償責任）
第４条
1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。責任を負った場合には、事業者が加入する賠償責任保険により対処します。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。
2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第５条
1　契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
一　契約者が死亡または医療施設等に相当期間以上、入院した場合
二　要介護認定により契約者の心身の状況が非該当（その後事業対象者に認定された場合は除く）または要介護と判定された場合
三　契約者が、介護保険法施行法第 11 条に規定する適用除外の施設等に入所するなど介護保険施設等に入所するなど被保険者の資格を喪失した場合、または（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く）、介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活費を算定する場合を除く）の利用を受けた場合
四　契約者が、事業所の通常事業の実地地域以外に住所を移転した場合

五　事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
六　事業所が指定介護予防支援事業者の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
七　事業所に対する包括的支援事業の委託取り消し等により、事業所が中津川市北部地域包括支援センターの業務を行い得なくなった場合
八　第６条から第８条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2　事業所は、本契約が終了する場合には、保険者である市町村と連絡を取り、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス・支援計画を引き継ぐなどの必要な援助を行うよう努めるものとします。

（契約者からの中途解約）

第６条

1　契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業所に通知するものとします。

2　契約者は、事業所が作成した介護予防サービス・支援計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

（契約者からの契約解除）

第７条

1　契約者は、事業所もしくは介護予防支援担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を予告期間なく直ちに解除することができます。

一　事業所もしくは介護予防支援担当職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援等を実施しない場合
二　事業所もしくは介護予防支援担当職員が第２条に定める義務に違反した場合
三　事業所もしくは介護予防支援担当職員が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（事業所からの契約解除）

第８条

1　事業所は、契約者が以下の事項に該当する場合には、契約者またはその家族に対して相当な期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

一　介護予防支援等の実施に際し、契約者又はその家族が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
二　契約者又は家族、その他関係者が、事業所もしくは事業所職員に対し、この契約を継続し難いほどの社会通念上不相当な背信行為《身体的な攻撃（なぐる、蹴るなど　※接触を伴わない場合も含む）・精神的な攻撃（暴言、威嚇、脅迫、大声での恫喝、執拗または差別的な言動など)》、並びにセクシャルハラスメント（性的な嫌がらせ、必要もなく身体に触れる行為など）を行い、その状態が改善されない場合

（協議事項）

第９条

1　本書面に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

（第２部以上）

この重要事項説明書兼契約書の説明年月日	年　　月　　日

介護予防支援等の提供の開始に際し、本書面に基づき介護予防支援等の重要事項（第１部）と契約内容（第２部）の説明を行いました。

事業者	所在地	中津川市福岡 679-6
	法人名	社会福祉法人中津川市社会福祉協議会
	代表者名	（職名）会長　　（氏名）大井　文高
	事業所名	中津川市北部地域包括支援センター

【委託先の居宅介護支援事業所】※中津川市北部地域包括支援センターが担当する場合は空欄

委託先	所在地	
	事業所名	

説明者	

本書面に基づいて事業者から、介護予防支援等の重要事項（第１部）と契約内容（第２部）の説明を受け、介護予防支援等の利用契約に同意します。併せて、この契約を証するため本書２通を作成し、利用者又はその代理人（以下「契約者」）がこれに署名のうえ、契約者と事業者が、各１通を保有します。

また、重要事項（第１部）に示された個人情報の取り扱いについても同意したものとします。

【利用者】

住所	
氏名	

【代理人※立会人・署名代行者含む】

住所	
氏名	

別紙 介護報酬について

報酬改定：令和８年６月１日

※ここに記された料金については通常の場合（介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領））は、下表に関わらず、**ご契約者の自己負担はありません。**

また、下表には現在当事業所において算定している、いないに関わらず「介護予防支援等」の介護報酬に関わるものを掲載しています。

◆介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費

基本報酬の種類	報酬額	内容	要支援区分
介護予防支援費Ⅰ	利用月 4,420 円	介護予防サービスを利用するための計画の作成・管理業務を地域包括支援センターが行う場合	要支援１・２
介護予防ケアマネジメントA	利用月 4,420 円	介護予防サービスの利用がなく、介護予防訪問（通所）介護に相当する訪問型（通所型）サービスを利用する場合	要支援１・２ 事業対象者
介護予防ケアマネジメントB	利用月 2,150 円 (2,160 円)	中津川市が実施する、通所サービスCのみを利用する場合 ※（ ）内は委託の場合の金額	
介護予防ケアマネジメントC	初回月のみ 2,150 円 (2,160 円)	中津川市が実施する、訪問型サービスBのみを利用する場合 ※（ ）内は委託の場合の金額	

◇介護予防支援等に係る加算

	加　算	類型	加　算　額	内　容　・　回　数　等
要支援による区分なし	介護職員等 処遇改善加算	介護予防支援 介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄA 介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄB 介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄC	1月の総単位数に2.1%を乗じた単位数	職員等の職場環境等の処遇改善を実施しているものとして利用者に対してケアマネジメントを行った場合（1 月につき）
	初回加算	介護予防支援 介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄA	3,000 円	新規に介護予防サービス支援計画を作成する場合 要介護者が要支援認定を受けた場合に介護予防サービス計画を作成する場合 ※（ ）内は委託の場合の金額
		介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄB	2,210 円 (2,225 円)	
	委託連携加算	介護予防支援 介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄA	3,000 円	地域包括支援センターが、要支援者のケアプラン作成業務を指定居宅介護支援事業者に外部委託する場合 ※（ ）内は委託の場合の金額
		介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄB	2,210 円 (2,225 円)	

※ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、上記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただくことがあります。

◇介護予防支援等に係る減算

	減　算	減　算　額	内　容　・　回　数　等
区分なし	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1/100	虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合
	業務継続計画未実施減算	所定単位数の1/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定であったり、必要な措置を実施していない場合